

労災発0127第4号

平成27年1月27日

福島労働局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）

（ 公 印 省 略 ）

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）

平成26年3月6日付け福島労発基第0306第8号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、労働基準法施行規則第35条に定める業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。

■■■■に発症した膀胱がん、胃がん、■■■■結腸がんの
業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、■■■■に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成27年1月27日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 義 晴

明 石 真 言

草 間 朋 子

祖 父 江 友 孝

伴 信 彦

別 所 正 美

第1 事案の概要

1 労働者の氏名等

- (1) 労働者氏名 [Redacted]
- (2) 生年月日 [Redacted]
- (3) 所属事業場 [Redacted]
- (4) 傷病名及び確定診断年月日
 膀胱がん [Redacted]
 胃がん [Redacted]
 [Redacted] 結腸がん [Redacted]
- (5) 労災請求年月日 平成25年7月5日 (療養、休業補償給付)

2 請求の趣旨

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 電離放射線に被ばくしたことにより、膀胱がん、胃がん及び [Redacted] 結腸がんを発症したとして、労災保険給付の請求に及んだものである。

3 [Redacted]の放射線業務の内容

[Redacted]

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

と申述している。さらに、 は、
として
としている。

このことについて、
監督署の聴取において、
と申述している。
の被ばく線量は、
あった。

また、
とし、
としているが、
としており、
さらに、 は、監督署の聴取に対
して
と申述している。

(2) 内部被ばくの状況

の内部被ばくは、
ホールボディカウンタにより測定されており、からの報告によれば、いず
れも被ばく線量は、であった（別紙参照）。

これらについては、上記のとおり、ホールボディカウンタにより測定されており、
その結果、

5 療養の経過等

(1) 膀胱がんに関する療養

[Redacted text block]

(2) 胃がんに関する療養

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 大腸がんに関する療養

[Redacted text block]

(4) その他の情報

[Redacted text block]

第2 検討会の判断

1 被ばく線量

(1) 外部被ばく

■■■■の累積外部被ばく線量は、■■■■の記録により、■■■■と認められる。

なお、■■■■の被ばく線量は、■■■■であり、■■■■の被ばく線量は、■■■■ことから、適正に測定されていたと考えられる。

(2) 内部被ばく

内部被ばくは、■■■■

2 業務上外について

(1) 医学的知見について

ア 膀胱がんについて

当検討会では、放射線被ばくと膀胱がんの発症に関し、その関係の文献レビューを行うとともに、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の報告書や国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告の内容に基づき、以下の知見を平成27年1月にまとめた。

(ア) 被ばく線量について

膀胱がんを含む全固形がんを対象として、被ばく線量が100から200mSv以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、がんリスクの推定に用いる疫学的研究方法はおよそ100mSvまでの線量範囲でのがんのリスクを直接明らかにする力を持たないとされている。

(イ) 潜伏期間について

全固形がんを対象として、最小潜伏期間については、5年から10年程度としている。

膀胱がんに関する個別の文献では、放射線治療後から5年以降で膀胱がんの発症リスクに有意な増加が認められているものがある。

(ウ) 放射線被ばく以外のリスクファクター

膀胱がんには、放射線被ばく以外に、喫煙、芳香族アミン（ベンジジン等）などへのばく露がリスクファクターとして知られている。

これによれば、膀胱がんについて、業務起因性を認める場合の電離放射線による被ばく線量は、100mSv以上となり、かつ放射線被ばくから発症までの潜伏期間については、少なくとも5年を経過していることが必要となる。

イ 胃がんについて

当検討会は、平成 24 年 9 月、報告書「胃がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」をとりまとめており、当該報告書の結論の要旨は以下のとおりである。

(ア) 被ばく線量について

胃がんを含む全固形がんを対象として、被ばく線量が 100 から 200mSv 以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、100mSv 未満での健康影響について言及することは困難であるとされている。

(イ) 潜伏期間について

胃がんに関する個別の文献では、被ばくから 10 年以降で死亡リスクの増加が認められている。

全固形がんを対象として、最小潜伏期間は 5 年から 10 年程度であるとしている。

(ウ) 放射線被ばく以外のリスクファクター

胃がんには、放射線被ばく以外に、ピロリ菌、喫煙及び高塩分食品がリスクファクターとして知られている。

これによれば、胃がんについて、業務起因性を認める場合の放射線の累積被ばく線量は、100mSv 以上となり、かつ放射線被ばくから発症までの潜伏期間については、少なくとも 5 年を経過していることが必要となる。

ウ 結腸がんについて

当検討会は、平成 24 年 9 月、報告書「結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」をとりまとめており、当該報告書の結論の要旨は以下のとおりである。

(ア) 被ばく線量について

結腸がんを含む全固形がんを対象として、被ばく線量が 100 から 200mSv 以上において統計的に有意なリスクの上昇は認められるものの、100mSv 未満での健康影響について言及することは困難であるとされている。

(イ) 潜伏期間について

結腸がんに関する個別の文献では、短いもので被ばくから 5 年以降で発症リスクの有意な増加が認められている。

全固形がんを対象として、最小潜伏期間は 5 年から 10 年程度であるとしている。

(ウ) 放射線被ばく以外のリスクファクター

結腸がんには、放射線被ばく以外に、飲酒、肥満及び運動不足がリスクファクターとして知られている。

これによれば、結腸がんについて、業務起因性を認める場合の放射線の累積被ばく線量は、100mSv 以上となり、かつ放射線被ばくから発症までの潜伏期間につ

いては、少なくとも5年を経過していることが必要となる。

(2) 結論

本件の業務上外の判断は、上記(1)のア、イ及びウの医学的知見に基づき行うことが適当である。

ア 〇〇に発症した疾病は、〇〇の病理検査により膀胱がん、〇〇の病理検査により胃がん、〇〇の病理診断により〇〇結腸がんと判断され、いずれも〇〇であると判断される。

イ 〇〇の累積被ばく線量は、〇〇であり、100mSvに満たない。

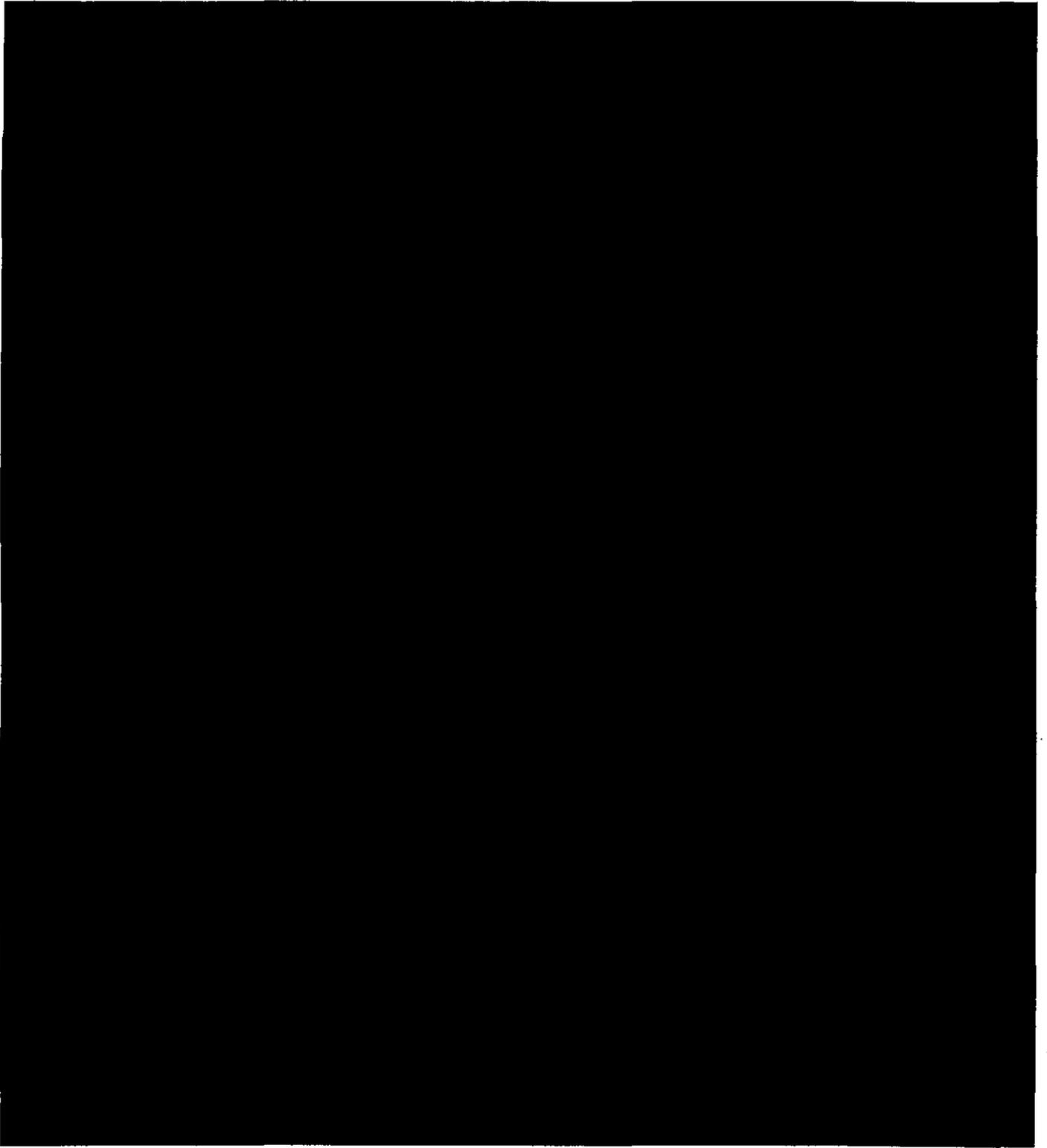
ウ 発症時期については、膀胱がんが〇〇、胃がんが〇〇、〇〇結腸がんが〇〇とするのが妥当である。

エ 〇〇の放射線業務開始〇〇から、膀胱がんの確定診断日〇〇までの期間は〇〇、胃がんの確定診断日までの期間は〇〇、〇〇結腸がんの確定診断日〇〇までの間は、〇〇であり、最小潜伏期間の5年を大幅に下回る。

オ 〇〇の膀胱がん、胃がん及び〇〇結腸がんの発症については、上記(1)の医学的知見に基づき検討した結果、放射線被ばくとの間に因果関係はないものと判断する。

以上により、総合的に勘案すると、〇〇に発症した膀胱がん、胃がん、〇〇結腸がんは、放射線業務に起因したとはいえないと判断するのが妥当である。

(3) 〇〇
〇〇



[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]